

○関西学院大学特定プロジェクト研究センター研究支援者に関する運用内規

2004年10月4日

常務委員会報告

(目的)

第1条 この運用内規は、関西学院大学特定プロジェクト研究センター制度に関する規程（以下、「規程」という。）第10条第2項に基づき、各研究センターに所属する研究支援者に関する細目を定める。

(定義)

第2条 この運用内規に定める研究支援者とは、特定プロジェクト研究センターを母体として行う事業で採用する博士研究員及びリサーチ・アシスタントをいう。

(採用)

第3条 研究支援者の採用等に関する細則は次のとおりとする。

- 1 博士研究員に関する細則は「博士研究員に関する規程」及び「博士研究員に関する規程了解事項2に関する運用内規」による。
- 2 リサーチ・アシスタントに関する細則は「リサーチ・アシスタント(Research Assistant, R. A.)に関する規程」及び「リサーチ・アシスタントに関する運用内規」による。

(主管事務)

第4条 この運用内規に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。

(内規の改廃)

第5条 この運用内規の改廃は、研究推進委員会で決定する。

附 則

- 1 この運用内規は、2004年（平成16年）7月26日から施行する。
- 2 この運用内規は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。
- 3 この運用内規は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。